

みんなが暮らしやすいまちって？

こんな経験ありませんか

会社に入社する際、対人関係の障がいがあるため、支援をしてほしい事を伝えたが、してくれなかった。



○慣行
(障がいのある人の存在を意識していない慣習, 文化など)

目的地まで点字ブロックを使うよう言われたが障がい物があり困難だった。



○社会における事物
(通行, 利用しにくい施設, 設備など)

マンションやアパートを借りようとした時、車いすを利用していることや介助犬を同伴することを理由に貸してくれなかった。



○制度 (利用しにくい制度など)

学校へ入学する際、障がいがあるので、いじめに繋がらないよう、生徒への学習をお願いしたが、してくれなかった。



○観念 (障がいがある人への偏見など)

「不当な差別的取り扱い」…正当な理由もなく、障がいがあることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限をすること

「合理的配慮の提供」…障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮をすること

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取り扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくることをめざしています。そのためには、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められます。

2016年(平成28年)4月1日から、「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されました。

知っていますか？
「障害者差別解消法」

誰もが安心安全に
暮らせる社会を
実現しましょう。